

地元分担金の時効消滅について（お詫び）

平成 24 年度から平成 25 年度にかけて実施しました、土地改良事業（農業基盤整備促進事業）に係る地元分担金につきまして、時効成立後も未納者に対し請求や督促を継続するとともに、一部分担金を徴収していたことが発覚しました。

このことにつきましては、外部の方からの指摘により町において調査したところ、本件土地改良事業に係る分担金については税金などと同じく公債権に当たり、地方自治法において 5 年間で時効により消滅することが判りました。

本事業につきましては、平成 23 年 9 月に発生しました紀伊半島大水害において、農地及び農業用施設に壊滅的な被害を受けたことにより、その復旧工事として 22 箇所の揚水機場と 10 地区において農地の復旧を行ったものです。

その内の農地復旧 1 地区において、当時の町長が公約として掲げていた激甚災害による復旧事業のため、分担金を減免したい考えがあると発言したことから、当該地区との話し合いに時間を要した結果、分担金の徴収が遅れたものであります。

町としては町長の発言により端を発した事案であったことから、正式な督促状の発行や差押えなど行いにくかったものであります。また、併せて今回の土地改良事業に係る分担金の性質が税金等と同じ「公債権」であるということへの知識不足により起こったことであると理解しております。

本来であれば分担金として徴収すべき 6,327,614 円全額が、結果として時効を迎えていたこととなります。また、その内の 5,597,289 円につきましては、時効成立後に徴収していたものでありますので、返金するよう進めてまいります。

今回のことにつきましては、町民の皆様を始め関係各位に対しまして、心よりお詫び申し上げます。町においては職員に対し適正な事務処理、特に債権回収に当たっての知識を深め、今後二度とこのようなことが起こらないよう徹底し、信頼回復に向け全力で努めてまいり所存であります。

令和7年9月30日

日高川町長 久留米 啓史